

## 福祉灯油等支給事業の申請受付を開始します

町では、昨年に引き続き一定の要件を満たす世帯を対象に、福祉灯油等支給事業（採暖燃料が灯油・電気・薪・ガス等である場合に給付する事業）を実施します。

受給するためには申請が必要です。下記の要件を確認のうえ、受付期間内に申請してください。

### ■対象となる世帯

（次の①、②、③に該当する世帯）

- ①令和5年11月1日現在で木古内町の住民基本台帳に登録があり、現に居住されていること
- ②令和5年度の町民税が非課税の世帯で、令和4年中の収入合計額が、単身世帯の場合は95万円、2人以上の世帯の場合は140万円を超えていないこと
- ※年金収入については、遺族年金や障害年金等も含まれます。

③次のいずれかに該当する世帯

- (ア)世帯全員が65歳以上（11月1日現在）の世帯
- (イ)ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されている世帯
- (ウ)特別児童扶養手当を受給している世帯
- (エ)重度心身障害者医療費受給者証を交付されている世帯
- (オ)精神障害者保健福祉手帳を交付されている世帯
- (カ)療育手帳を交付されている世帯

※ただし、(エ)、(オ)、(カ)の交付対象者が施設に入所されている場合は対象外となります。生活保護の受給者、世帯全員が病院等に入院、福祉施設等へ入所している場合や自宅以外に滞在又は生活をしている場合は支給対象外です。また、住民票上は世帯分離をして単身世帯となっても、実際には65歳未満の方と同居している場合も対象外です。

### ■支給額及び支給方法

1世帯につき20,000円を口座振込にて支給します。なお口座振込が困難な場合のみ現金で支給します。

### ■申請受付期間

11月7日（火）～11月24日（金）まで  
※期限が過ぎても何らかの理由があれば、1月末日まで随時申請を受付します。

### ■申請方法

以下の①・②を持参のうえ、町民課住民グループ窓口で申請してください。

- ①令和4年度中の年金収入額がわかる年金振込通知ハガキ等（遺族・障害年金受給者は必ず提示してください。）
- ②振込口座の通帳

なお、昨年支給対象となった世帯には民生委員が訪問し、申請書を持参します。それ以外の方も各地区担当の民生委員または役場町民課住民グループまでお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

町民課住民グループ  
☎01392-2-3131



### グループホーム 杉の木

認知症と診断された方が入居できます。居室は個室で、浴室は個室に対応しています。看護師、介護福祉士等の職員が24時間生活のお世話をいたします。

木古内町本町52-1 ☎2-4446

### 小規模多機能型 住宅介護施設 さくら

送迎で通っていただき、入浴や、食事、ゲームやレクリエーションなどを楽しんでいただけます。ご家族の急用など、必要な時には宿泊や訪問介護も利用できます。

木古内町木古内168 ☎6-7072

### デイサービス 杉の木

通っていただき、入浴や昼食、ゲームやレクリエーション、カラオケ、体操などで楽しい時間を過ごしていただけます。ご自宅まで送迎します。

木古内町本町52-1 ☎2-2233

◎利用者様募集中。お試し利用も出来ます。

◎看護職員募集中（日勤のみ、正職員またはパート）